

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和2年4月3日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 中島 靖

1. 当該招請の主旨

沖縄管内では、那覇港改修等の事業が実施または計画されているが、各事業の実施に当たっては、夏から秋にかけて数多く来襲する勢力の強い台風や冬の冬季風浪など年間を通して制約される気象条件や、地形条件であるリーフ、海に囲まれた地形に伴う塩害等、本土とは異なる沖縄特有の条件下での整備等を余儀なくされている一方で、美しい自然環境への配慮等も求められている。

沖縄総合事務局では、港湾及び空港の施工現場での安全性及び生産性の向上に寄与すべく、ICT導入に向けた検討を行っており、これらの取り組みを強力に推進する必要がある。

本業務は、従来、陸上施工で活用されてきたマシンガイダンス技術、および遠隔操作技術を水中バックホウに適用し、防波堤基礎マウンドの構築に必要な、水中の機械均し作業への実用化に向けた検討を行うものである。

本業務の実施にあたっては、次の特殊な技術力を有し、自在に駆使することができる能力を有している必要があることから、3.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対してプロポーザル方式（単体企業に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。）による提案書の提出を要請する予定である。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続きに移行するものとする。

2. 業務の概要

1) 業務名

沖縄管内における港湾空港施設整備等高度化研究委託(その2)

2) 業務目的

沖縄管内では、那覇港改修等の事業が実施または計画されているが、各事業の実施にあたっては、夏から秋にかけて数多く来襲する勢力の強い台風や冬の冬季風浪など年間を通して制約される気象条件や、地形条件であるリーフ、海に囲まれた地形に伴う塩害等、本土とは異なる沖縄特有の条件下での整備等を余儀なくされている一方で、美しい自然環境への配慮等も求められている。

沖縄総合事務局では、港湾及び空港の施工現場での安全性及び生産性の向上に寄与すべく、ICT導入に向けた検討を行っており、これらの取り組みを強力に推進する必要がある。

本業務は、従来、陸上施工で活用されてきたマシンガイダンス技術、および遠隔操作技術を水中バックホウに適用し、防波堤基礎マウンドの構築に必要な、水中の機械均し作業への実用化に向けた検討を行うものである。

3) 業務内容

・水中機械化施工における遠隔操作技術の適応に関する検討 1式

4) 履行期限

契約締結日の翌日 ～ 令和3年2月26日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 沖縄総合事務局における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）なお、開札の時までに上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 参加意思確認書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 本業務に係る申込者は「管内技術審査補助業務（令和2年度）」、「管内港湾技術審査補助業務（平成31年度）（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また、上記業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

水中機械化施工のさらなる高度化に資する以下の技術力を有すること。

- ① 水中機械化施工における遠隔操作技術の適応に関する技術
遠隔操作による均し作業に関する知見や研究実績を有しており、かつ水中基礎マウンドに対する不陸状況の認識（外界計測方法等）について評価する技術を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
 沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係
 電話 098-866-0031（内線 2528）
 FAX 098-861-3654

(2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年4月3日から令和2年4月22日まで(1)に同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和2年4月23日 17時15分 (1)と同じ場所に郵送（書留郵便等の配達
 の記録が残るものに限る）又は持参により提出する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定
 期限については、別途通知する。
- (4) 詳細は、業務説明書による。